

長野県ふるさとの森林づくり条例の解説

平成17年1月
長野県 林務部

長野県ふるさとの森林づくり条例の解説

(条例の名称)

長野県ふるさとの森林づくり条例

【趣旨】

長野県ふるさとの森林づくり条例は、前文、第1章総則、第2章森林づくりに関する基本的施策（第1節森林づくり指針等、第2節森林づくりに関する施策）、第3章森林整備保全重点地域、第4章里山整備利用地域、第5章補則及び第6章罰則の全31条で構成されています。

名称は、「県民の森林づくりへの主体的な参加」といった理念を県民全体へ浸透させていく必要があることから、県民が親しみやすくわかりやすいものにするという趣旨で決定したものです。

【解説】

「ふるさと」

前文の冒頭で、本県豊田村出身の高野辰之作詞による唱歌「ふるさと」の一節を引用し、かつての豊かな森林が広がる信州の風景を表現しました。この「ふるさと」にうたわれているような、先人達が培ってきた豊かな森林を、健全な姿で次世代へ引き継いでいくことを目標とし、信州の森林が、信州に暮らす人々の暮らしの支えになるものであること（暮らしのふるさと）、心にやすらぎを与えるものであること（心のふるさと）、さらに水源を擁すること（水のふるさと）など、豊かな森林をイメージするのに「ふるさと」という言葉を用いています。その趣旨からも、言葉の意味としてより直接的な「故郷」ではなく、「ふるさと」を用いています。

「森林づくり」

木を植えることのみではなく、森林を守り、育てるといった広い意味で「森林づくり」を用いています（本条例第2条で定義）。この中には、単に造林、育林、保全のための施業やそれに付随する施業のみでなく、森林の多面的な利活用や県産材を利用すること、また、多くの人の多様な参加による協力も森林を守り、育てることにつながるため、こうしたものも含めることとしています。

(前文)

うさぎおいし かのやま こぶなつりし かのかわ かつて、豊かな森林が広がる信州の風景は、作詞家高野辰之が綴った唱歌ふるさとでこのようにうたわれ、信州に暮らした人々は、この森林からさまざまな恵みを受け、そのことへの感謝として、森林を守り、育てながら、森林と人との歴史を創り出してきた。

しかしながら、今日に至る社会経済情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林を守り、育てる人間の営みが十分には行われなくなり、放置され荒廃した森林が増加するなど、森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくうえで憂慮すべき状況が発生している。

県土の8割を占める森林は、多様な生態系を支えるとともに、清らかな水と空気をはぐくみ、災害から県民の生命と暮らしを守り、木材をはじめとした林産物を産み出し、さらには地球温暖化防止の上での重要な役割を果たしているなど、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産である。

先人達が培ってきたこの森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、地域に暮らす人々の自律的な思いと意欲的な活動の下で、森林と人との新たな関わりを創り出し、多くの県民の参加を得て森林を守り、育てていくことが必要となっている。

広大な県土が今以上の美しさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の長野県、そうした未来のふるさと長野県の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、その法令の制定の理念を強調して明らかにする必要がある場合に置かれることが多く、ここでも条例を制定する趣旨を明らかにしたものであり、本文の各条項の運用上の指針として機能するものです。

前文は、次の構成になっています。

過去における本県の森林と森林づくりについて記述

今日に至る経過の中で、森林の多面的な機能を持続的に発揮していくうえで憂慮すべき状況が発生しているとの認識

森林はさまざまな機能を有しており、持続可能な社会を支える基盤であり、世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産であることの認識

この森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、地域に暮らす人々の自律的な思いと意欲的な活動の下で、多くの県民の参加を得て森林を守り、育てていくことが必要であることの認識

その上で、広大な県土が今以上の美しさに彩られ、豊かな森林によって子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の長野県、そうした未来のふるさと長野県の姿を目指し、県民の主体的な参加の下で森林づくりを進めるため、この条例を制定することの宣言

長野県ふるさとの森林づくり条例は、森林づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、各施策の基本的な方向付けを行う綱領的な性格を有する部分と、森林整備保全重点地域の指定や里山整備利用地域の認定など実体的規定として直接の法的効果を有する部分とで構成される条例です。

施策の綱領的な性格を有する部分では、森林づくり指針の策定、森林の状況等の公表などの具体的な施策に関する規定も含まれていますが、そのほとんどは、県に対しその実現に努めるべき政策的目標と指針を示す規定、いわゆる「プログラム規定」を中心に構成しています。

具体的な施策の策定及び実施については、条例において策定が義務付けられている森林づくり指針を基本として実施されることとなります。

本県の条例において前文を置いているのは、他に環境基本条例、男女共同参画社会づくり条例の2条例のみです。

【解説】

「うさぎおいし かのやま こぶなつりし かのかわ」

豊かな森林が広がるかつての信州の風景、また、それらを守り育ててきた人々の営みの様子として、本県豊田村出身の作詞家高野辰之（国文学者 1876 年～1947 年）作詞の唱歌「ふるさと」の一節により表現したものです。作詞者自らの幼少時代を過ごした故郷の風景を思い出しながら、その望郷の思いをうたったといわれています。

なお、唱歌「ふるさと」を引用したのは、文部省唱歌であり知名度があること、「うさぎおいし かのやま」で、豊かな森林と農山村の人の営み、「こぶなつりし かのかわ」で、豊かな水を提供する森林の存在がイメージできるからです。

「社会経済情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきた」

主に高度経済成長期を経て、利便性や効率性を追求した社会へと状況が変化したことにより、里山の資源（木炭、薪等）が活用されなくなり、木材の輸入による木材価格の低下に伴い森林所有者の経営意欲が減退し、また、第1次産業の衰退に伴い山村の過疎化が進行してきたことを示したものです。

「森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくうえで憂慮すべき状況」

「森林の多面的な機能」とは、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能のことをいっています。（本条例第2条で定義）

なお、森林・林業基本法第2条でも、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等を「森林の有する多面的機能」としています。

こうした機能を持続的に発揮させていくうえで憂慮すべき状況とは、森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林、特に戦後造成された人工林の適切な整備（間伐等の手入れ）が遅れており、そのことによって森林の機能が低下し、災害などが起こりやすくなることをいっています。

「持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤であり、世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産である」

森林は、多面的な機能を有しており、さまざまな面から人間社会を支えていること、また、社会の持続的な発展になくはならないものであることから、「持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤」、「世代を越えて利用される貴重な社会全体の共通の財産」と位置付けています。

「森林と人との新たな関わりを創り出し」

森林と人との関わりの希薄化によって森林に手が入らなくなったことから、森林と人との関わりを創造していくことが必要との考えを示しています。

「新たな関わり」とは、これまでの森林所有者及び林業関係者の関わり方や、かつての農山村地域の人々の関わり方にとどまらず、地域外の市民や企業、下流域の自治体など、森林づくりに関わることのできる全ての人々との関わりをも含めています。

「県民の主体的な参加の下で森林づくりを進める」

県民自らが森林施業を行うという狭い意味ではなく、森林づくりに県民が様々な形で参加してもらいたいという意味を込めています。特に「主体的」とは、自主的、積極的という意味を持ちますが、これは、県が施策を進めるにあたって県民が知らず知らずのうちに単に「納税」という形で参加しているというような、行政措置の発動を待つ姿勢ではなく、自主的な意思を持った上で森林施業や県産材の利用、森林の多面的な利活用など、様々な形で森林づくりに参加してもらいたいという意味を込めたものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民、森林所有者及び事業者の責務を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策の基本となる事項並びに重点的に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることにより、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってふるさとの豊かな森林の創造に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的として、森林づくりについて、基本理念を定め、県、県民、森林所有者及び事業者という各主体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項並びに重点的に森林整備及び保全を図るための措置等について必要な事項を定めることによつて、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってふるさとの豊かな森林の創造に寄与することを目的とする旨規定したものです。

森林・林業基本法は、第6条(地方公共団体の責務)において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

「森林づくり」は、ここでいう「森林及び林業」を意味するもので、本条例は、「国との適切な役割分担を踏まえて、本県の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策」を策定するための基本的な方向性を示す役割を果たすものとして位置付けられます。

平成13年に改正された林野三法の中で、森林・林業基本法は、森林の多面的な機能の持続的発揮を目的とした政策への転換を宣言しており、これは本条例の制定目的と同様ですが、本条例では、そのための「多様な主体の参加(=県民の主体的参加)」等、法よりも一歩踏み込んだ内容を定め、県の施策に直結させたいと考えています。

また、森林計画制度の実効性の確保や不在村森林所有者の問題、要間伐森林への対応等、森林法の運用面における課題を、地域指定制度等によりカバーし、法の実効性を条例で確保したいと考えています。

条例化の理由については、木材生産を中心に推進されてきた森林・林業政策を、木材生産も含めた森林の多面的機能の持続的発揮を目的としたものへ転換しようと、多くの人の森林づくりへの参加を得るために制定するもので、その政策の重要性にかんがみ、法規的安定性を確保する必要があるからです。

なお、森林整備保全重点地域内の開発行為の届出に関する規定は、権利制限に関する事項であるため、条例による規定が必要です。

【解説】

「重点的に森林の整備及び保全を図るための措置等について必要な事項」

具体的には、第3章の森林整備保全重点地域のことを指しますが、「等」には、里山の整備及び利用の推進を図るための措置が含まれており、第4章の里山整備利用地域もこの規定の中に含まれていません。

「総合的かつ計画的に推進」

「総合的」とは、本条例に規定する各種施策を、全体として有機的連携を図りながら推進していくとともに、県、県民、森林所有者及び事業者の各主体の取組も含め、全体として促していくことを指しています。

また、「計画的」とは、将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立てて実施していくことを指し、具体的には、県が計画を定め、これに従って施策を進めていくことが主たる手法となります。第9条に規定する森林づくり指針は、本条例に定める施策全体をカバーするものであり、森林づくりに関する施策の計画的推進のための中心的な仕組みであるといえます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林を守り、又は育てることをいう。
- (2) 森林の多面的な機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者(国及び市町村を除く。)をいう。

【趣旨】

本条は、条例全体を読みやすくするため、本条例で用いられる基礎的かつ重要な用語として「森林づくり」、「森林の多面的な機能」、「森林所有者」の3つの用語を挙げ、定義を示したものです。

【解説】

「森林づくり」

森林の多面的機能を持続的に発揮させるために、森林を保全するなどして「守る」ことと、木を植え、保育するなどして「育てる」ことを明らかにしたのですが、この中には、単に造林、育林、保全のための施業やそれに付随する施業のみでなく、森林の多面的な利活用や県産材を利用すること、また、多くの人の多様な参加による協力も間接的に森林を守り、育てることにつながるため、こうしたものも含めることとしています。

「森林の多面的な機能」

「県土の保全」以下、主に6つの機能を記述していますが、他にも様々なものが考えられるため(防音、防風、防臭、風致、教育、文化など)、「等」という記述でこれらを含めています。

森林・林業基本法第2条の規定を参考に記述しています。

「森林所有者」

その土地の所有の有無に関係なく、その土地の上の木竹を所有し、育成することができる者は「森林所有者」としてしています。これは、森林法第2条における定義に準じています。森林の所在は長野県内であって所有者は県民以外の場合でも対象になります。

なお、「(国及び市町村を除く。)」としているのは、国及び市町村の事務については県の条例で規定できないことによることからです。

「森林」については、一般的な通常用語という考え方から、特に定義付けをしていませんが、森林法第2条第1項第1号及び第2号に定められている「木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹」「木竹の集団的な生育に供される土地」という意味で用いています。

「木材産業」「森林産業」については、使用頻度が少ないため定義していません。ちなみに「木材産業」は、製材業、木材加工業、その他林産物の流通または加工の事業のことを指しており、一般的な理解と大きな相違はないと考えます。また、「森林産業」については、その語を使用する条文中でわかるような表現にしてあります。

「里山」については、条文中で定義付けをしています。

(基本理念)

第3条 森林づくりは、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、災害から県民の生命と生活を守り、安定して水を供給する源となっていること、多くの県民の心にもうおいと安らぎを与えていること、再生産可能な資源である木材の供給の場や二酸化炭素の吸収源となっていることなど、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、これらの機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で行われなければならない。

【趣旨】

新たな森林づくりに関する政策を推進するにあたっては、県、県民、森林所有者及び事業者すべての主体が、森林が社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう努めていくことを共通の認識として確立することが必要です。

本条は、この共通認識を基本理念として定めたものです。

【解説】

「持続可能な社会」

「持続可能な社会」とは、1992年6月に開催された環境と開発に関する国連会議（地球サミット）でも大きく取り上げられた「持続可能な開発」の考え方を踏まえたもので、環境基本法では「持続的な発展が可能な社会」とされているものです。「持続可能な開発」という用語を一般的に定着させたのは「環境と開発に関する世界委員会」で、この報告書では「持続可能な開発とは、将来の世代が自らの欲求を充足する能力を損なうことなく、今日の世代の欲求を満たすような開発をいう」と定義されています。

また、1992年の『新・世界環境保全戦略』においては、「持続可能な開発という術語は、すなわち、人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限度内で生活しつつ達成することである」と記述されています。

「社会全体の共通の財産」

その森林が森林所有者の財産であるという法的権利を制限する意味ではなく、森林の多面的な機能は持続可能な社会にとって欠くことのできないものであるという認識の下に、観念的な意味で用いています。

「それぞれの地域において」

全県にわたる画一的な森林づくりを進めるのではなく、その地域や森林の特性に合った形で推進することが基本であると考えています。そうした考えのもとに森林づくり指針も作成したいと考えており、また、二つの地域制度についても、それぞれの地域に合った形で推進する必要があるため、地域の人たちが参加し、進めていくような仕組みを設けています。

条例によるひとつの方向性は「県民の主体的な参加」であり、そのためには、県民合意のもとでの条例が必要であると考えています。その結果として「それぞれの地域に合った森林づくりの方向性」が導き出されることから「それぞれの地域において」という表現を加えています。

「県民の理解と主体的な参加の下」

「県民の主体的な参加」については、前文における表現と同様に、県民自らが森林施業を行うという狭い意味ではなく、森林づくりに県民が様々な形で参加してもらいたいという意味を込めています。特に「主体的」とは、自主的、積極的という意味を持ちますが、これは、行政措置の発動を待つまでもなく、自主的な意思を持った上で、森林施業や県産材の利用、森林の多面的な利活用など、様々な形で森林づくりに参加してもらいたいという意味を込めたものです。

なお、「理解」なくして主体的な参加はあり得ないことから、「県民の理解と主体的な参加」としています。

なぜ県民が主体でなければならないのかという点については、これまでの森林・林業政策が、行政や林業関係者中心で推進されてきたことにより疲弊してきており、「林業が健全に発展すれば森林の機能は十分に発揮される」といったこれまでの「予定調和論」を見直し、「森林の多面的な機能の持続的な発揮」を第一義的な目的とする考え方に転換しようということが背景にあります。森林・林業基本法もこの考え方の中で生まれています。今回の条例では、「そのためには、森林・林業関係者だけではなく様々な人が森林づくりに関わる体制が必要」との考え方のもとに「県民の主体的な参加」という特徴を出したものです。

(基本方針)

第4条 前条に定める基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 森林の多面的な機能が十分発揮できるよう適切に整備し、及び保全すること。
- (2) 身近な資源である県産材を有効に利用すること。
- (3) 森林資源及び森林空間を総合的かつ多面的に利用し、及び活用すること。

【趣旨】

本条は、基本理念に基づいて行われる森林づくりの基本方針を、大きく3つの柱に分けて規定しています。

【解説】

「森林の多面的な機能が十分に発揮できるよう適切に整備し、及び保全すること。」

「整備」については、造林、育林、路網整備やその他そのための措置などを意味しており、「保全」については、保安林の指定・管理といった措置や、森林保護(病虫害防除等)、治山事業などを意味しています。

森林の多面的な機能を十分に発揮させるためには、直接的に森林そのものを整備・保全する必要があることから、基本方針の最初に位置付けています。

「身近な資源である県産材を有効に利用すること。」

「身近な資源」という表現を加えたのは、海外から輸入される木材は、そこに到達するまでに莫大な化石燃料等のエネルギーが使用されますが、身近な資源は必要最小限の輸送エネルギーで済むという考え方(=環境負荷の少ない資源)によるものです。

なお、「県産材」とは、本県の森林から生産された木材(原木・製品とも)のことを指し、外国産材や県外の原木を県内で加工したものは、県産材に位置付けていません。

県産材を利用することが、持続可能な社会の構築に寄与すること、また、森林整備にも貢献することから、基本方針の一つに位置付けています。

「森林資源及び森林空間を総合的かつ多面的に利用し、及び活用すること。」

森林の豊かな景観や保健、レクリエーション、休養、教育、文化などに貢献する働きが、人々の精神的な部分にもたらす好影響によって人々の心が豊かになり、そうした森林との新たな関わり方によって、森林づくりにつなげていこうということから、基本方針の一つに位置付けています。

なお、森林資源や森林空間を単に「利用」するだけでなく、森林をさまざまな方向から捉えて多面的に利用していく可能性についても触れたいということから「活用」という表現も加えています。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に定める基本理念及び前条に定める基本方針(以下「基本理念等」という。)にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民及び森林所有者と協働するよう努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は、森林づくりに取り組む県の立場と責務についての考え方を明らかにしたものです。

第1項は、基本理念等にのっとり、森林づくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有することを定めたものです。

第2項は、県は施策の策定及び実施にあたり、県民及び森林所有者と協働するよう努めること、国及び市町村と緊密な連携を図ることを定めたものです。

本条例では、第5条から第8条において、それぞれ、県、県民、森林所有者及び事業者の責務について定めていますが、これらは、第3条の基本理念及び第4条の基本方針を受けて、各主体が森林づくりに果たすべき役割について宣言的に規定したものです。

これらの規定は、各主体に直接的に個別具体的な義務を生ぜしめるものではなく、また、その違反に対して罰則を科すというものではありません。

【解説】

「県」

「県」という用語は、執行機関としての知事だけでなく、議会や警察なども含めた総体としての県を指す場合に用いています。県の施策の具体的な実施主体を指す場合には、執行機関の総括者である「知事」という用語を用いています。

したがって、規定の性格からみると、各条の規定がプログラム規定の場合は「県」を用い、直接の法的効果を有する実体的規定の場合は、実施の主体を明らかにするために「知事」を用いています。

「基本的かつ総合的な施策」

本条例に規定する森林づくりに関する政策及びこれらを具体化した個別の森林づくりに関する施策を一般的に指すものです。

「協働するよう努める」

「協働」とは、単に協力して働くという意味にとどまらず、対等の立場に立って相互に理解し合い、適切な役割分担のもとに、県民や森林所有者の自主的な取り組みと合わせて施策を策定・実施し、協力して取り組んでいきたいということを示したものです。「努める」としたのは、県民や森林所有者の独自性を踏まえるとともに、互いに協働についての選択の余地があることからです。

「国及び市町村と緊密な連携を図る」

県として、国及び市町村との連携を図ることの重要性を規定したものです。

国及び市町村を責務の規定から除外しているのは、国及び市町村の事務については、県の条例で規定できないことによるものです。特に、市町村は、責務を規定した場合、地方自治法第245条の2に規定される「関与の法定主義」に抵触する可能性があります。

国との連携は、具体的には、森林づくりに関する国の補助事業の執行においての県の協力、長野林政協議会の開催、流域林業活性化協議会、民国施業連携などの、様々な機会を活用して連携していくということです。

「連携」は、県が実施主体として行う施策に関してのみではなく、県が行う施策と併せて、国や市町村にも独自施策を行ってもらおうことをも含むものです。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念等にのっとり、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、森林づくりの推進について、県民一人一人の取組が極めて重要であることから、県民についての責務を明らかにしたものです。

【解説】

「県民」

条例は、原則として当該地方公共団体の区域全体にその効力を及ぼし、かつ、その区域外に効力を及ぼすことなく、施行の範囲を専ら一定の区域として考える属地主義を採用しています。属地主義においては、その区域内に住所を有しない滞在者に対しても適用されます。

「協力」

県が実施する施策に対する協力は、県民に具体的な義務を課したのではなく、「協力」の姿勢を規定したものです。

(森林所有者の責務)

第7条 森林所有者は、基本理念等にとり、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、森林づくりの推進について、森林所有者の役割が重要であることから、森林所有者についての責務を明らかにしたものです。

【解説】

「森林所有者」

森林所有者については、第2条で用語の定義付けをしています。

その土地の所有の有無に関係なく、その土地の上に木竹を所有し、育成することができる者は「森林所有者」としています。これは、森林法第2条における定義に準じています。森林の所在は長野県内であって所有者は県民以外の場合でも対象になります。

「協力」

県が実施する施策に対する協力は、森林所有者に具体的な義務を課したのではなく、「協力」の姿勢を規定したものです。

(事業者の責務)

第8条 森林づくりに関する事業を行う者は、基本理念等にとり、その事業を行うとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 森林において開発行為を行う事業者は、当該開発行為を行うに当たっては、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、森林づくりを推進する上で、事業者についても、その事業活動の段階において配慮することを責務として明らかにしたものです。

第1項は、森林づくりに関する事業者に対して、基本理念等にとり事業を行い、県の施策に協力しなければならない旨規定しています。

第2項は、森林において開発行為を行う事業者に対して、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮しなければならない旨規定しています。

【解説】

「事業者」

反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を、その活動の主体としての側面にとらえた場合に、これを「事業者」と呼ぶこととしています。したがって、「事業者」は必ずしも営利を目的として事業を営む者のみに限られず、公益事業を営む者もここでいう「事業者」に含まれます。また、県についても、事業を営む主体としてとらえられる場合には「事業者」と観念されることとなります。

「森林づくりに関する事業を行う者」

森林づくりに関わる事業者すべてを含んでいます。

これには、基本理念及び基本方針にとりという趣旨から、単に森林施策を実施する事業者のみではなく、森林をさまざまな形で利用することによって森林づくりに関わるような事業を行う者も広く含まれています。

「協力」

県が実施する施策に対する協力は、事業者に具体的な義務を課したのではなく、「協力」の姿勢を規定したものです。

「森林において開発行為を行う事業者」

森林において開発行為を行う事業者に限り規定しています。

これは、森林における開発行為が、基本理念等に相反する側面を持つことによるものです。

「開発行為を行う事業者」とは、具体的には、第24条(開発行為の届出)に規定しているように、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行う事業者のことをいいます。

治山施設を設置したり、森林整備のための路網を新設したりする事業の場合は、第1項の責務と第

21項の責務の両方がかかってくることになります。

「森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障」

規制等の県民の権利義務に直接かかわるような施策を講ずる目安となる程度のもので、環境への負荷を通じて、何らかの措置を講じなければならない程度に機能が低下している状態をいいます。

第2章 森林づくりに関する基本的施策

第1節 森林づくり指針等

(森林づくり指針)

第9条 知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針(以下この条において「森林づくり指針」という。)を定めなければならない。

2 森林づくり指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、森林づくり指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民、森林所有者及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、森林づくり指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、森林づくり指針の改定について準用する。

【趣旨】

本条は、本条例に定められた多岐にわたる森林づくりに関する施策を、有機的連携を保ちつつ、目標を明確にした上で、長期的な観点から総合的、計画的に推進することが重要であることから、執行機関の総括者である知事に、森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針として、森林づくり指針を定めるべきことを義務付けたものです。

森林づくり指針は、森林づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進するための、長期構想的な位置付けのものです。これまで、そうした位置付けで扱われてきた「2010年長野県森林・林業長期構想」は期間途中であるため、森林づくり指針は、この長期構想を改定して定められます。

【解説】

「知事」

プログラム規定がその大半を占める第2章の中で、本条は、実体的規定として直接の法的効果を有するものの一つです。本条例は、このような実体的規定については、その実施の主体を明らかにするために「県」ではなく「知事」として規定しています。第11条(森林の状況等の公表)や第3章森林整備保全重点地域、第4章里山整備利用地域の大半の規定についても同様の趣旨です。

「本県の目指すべき森林の姿」

「本県の目指すべき森林の姿を明らかにし」としたのは、望ましい未来像をまず設定し、そこからそれを実現するための戦略を構築するという「バックキャストिंग」の手法を適用するためです。

これは、持続可能な社会の構築のための課題を今の世代で解決しようと、世界に先駆けた取り組みを展開し成果を上げているスウェーデンの長期計画樹立の際に用いられている方法でもあります。

「総合的かつ長期的な目標」

本条では、森林づくり指針に定める事項として「森林づくりに関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的事項」及び「前号に掲げるもののほか、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を掲げています。

「総合的」とは、第1条の目的に掲げる意味と同様です。

「長期的」とは、森林づくりという行為の性格上、長期的観点から取り組むべきものであることを踏まえ、長期的視点に立って施策の方向性を示すべきことを定めたものです。

「目標」とは、達成すべき目標であり、定量的なものほか定性的なものも含まれます。

「施策の基本的事項」としては、森林づくりに関する施策の基本的な方向を定めるものです。

「必要な事項」とは、森林づくり指針の円滑な推進を図るため、進捗管理や一定期間後の見直しなどのフォローアップに関する事項等を定めるもので、いわば留意事項的な内容を位置付けることになります。

「あらかじめ、県民、森林所有者及び事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。」

第3項は、指針の実効性を確保するため、森林づくり指針を県民参加で作成する「パブリックインボルブメント」の手法を規定したものです。

「あらかじめ」とは、森林づくり指針を作成する段階のことで、特にその時期を限定していません。

「県民、森林所有者及び事業者の意見を反映」は、第1章で責務規定を設けている関係から、それぞれの主体の意見を反映しようとするものです。ここにおいて、国や市町村については触れられていませんが、第5条第2項の規定に基づき連携を図りながら作成します。

「必要な措置」は、意見を反映するための手法のことをいっています。具体的には、作成段階における意見交換や各種の提案などの機会を設けること、インターネットや広報媒体を通じての意見募集などが考えられます。

「公表」

森林づくり指針の円滑な推進を図るとともに、森林づくりが県民の主体的な参加によって行われるようにするためには、広く理解と協力を得ることが重要であることから、これを公表することとしたものです。

なお、その方法については、インターネットや冊子の配布等、広く情報提供できる効果的な手段を検討し行うこととなります。

(財政上の措置)

第10条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、森林づくりに関する施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものです。

本条は、施策の方向性を示すプログラム規定です。この規定が県に直接予算措置を義務付けるものではなく、具体的な施策を策定及び実施するにあたっては、必要な予算措置に努める必要があることを明らかにしたものです。財政上の措置は、施策実施の前提となることから、第1節にこの規定を置いたものです。

【解説】

「財政上の措置」

予算案の作成、議会への提出、予算の執行などの一連の予算措置を指すものであり、各条に規定する「必要な措置」が円滑に講じられるようにするための前提となる予算措置を指しています。

「努めるものとする」

財政上の措置は、当然のことですが、その年度の経済状況や財政状況により措置されることとなりますので「努めるものとする」としています。

(森林の状況等の公表)

第11条 知事は、毎年、森林の状況、県が講じた森林づくりに関する施策の実施状況等について、その概要を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、執行機関の総括者である知事に対し、森林の状況、県が講じた森林づくりに関する施策の実施状況等を明らかにするため、その概要を毎年作成し、公表することを義務付けたものです。

【解説】

「県が講じた森林づくりに関する施策の実施状況等」

本条例に規定する森林づくりに関する施策及びこれらを具体化した個別の施策を指すものです。

また、「等」とは、「講じた施策」のみならず、当該年度以降に「講じようとする施策」も含まれるものです。

第2節 森林づくりに関する施策

(県民の主体的な参加の促進等)

第12条 県は、地域における森林づくりへの県民の主体的な参加を促進するため、森林環境教育、森林づくりに親しむための機会の提供等により森林づくりに対する県民の意識の高揚に努めるとともに、県民、県民が組織する団体等が行う森林づくりのための活動に対して支援するものとする。

【趣旨】

本条は、地域における森林づくりへの県民の主体的な参加が重要であることから、そのための県民の意識の高揚に努めるとともに、県民、県民が組織する団体等が行う森林づくりのための活動に対して支援することを示したものです。

近年、森林の整備・保全に関する自発的な活動(ボランティア活動)が盛んになっており、これらの活動を促進することは、県民の森林に対する理解を深める上で極めて重要であり、こうした活動が森林づくりを推進する上で一定の役割を担っていくことも期待されていることから、本条でそのための支援をすることを示したものです。

【解説】

「森林環境教育」

森林の恵みを享受しながら森林から環境との調和や資源の循環利用について学ぶことにより、森林と人とが共生する社会を実現しようというもので、単に自然環境について教えるということではなく、森林づくりに繋がるような教育を行おうとするものです。

また、これは学校教育のみを指すものではなく、広く生涯学習までをも含んでいます。

「森林づくりに親しむための機会の提供等」

植樹や育樹を行うための集い、森林づくり体験など、広く一般県民に実際に森林づくりを体験してもらえるような機会のことを指しています。

なお、「提供等」の「等」には、県民の意識の高揚のためのさまざまな情報の提供を行うことなどが含まれています。

「県民が組織する団体等」

法人格を有する団体のみでなく、その他のさまざまな市民団体などをはじめ、町内会、PTAなどを含むものです。主体的な活動を促進する上では、県民が自ら組織的に活動することが効果的であることから、本条では、このような団体も対象としたものです。

「団体等」の「等」は、「県民及び県民以外の者で組織する団体」が含まれています。

「支援」

この「支援」は、森林ボランティアへの支援(現地指導、用具の貸し出し等) 県有林の利活用によるフィールドの提供、その他活動のための情報提供などが挙げられます。

(県外における理解と協力)

第13条 県は、本県の森林が県域を越えて広くその恩恵をもたらしていることにかんがみ、広報活動等を積極的に実施することにより、県外において本県の森林づくりに対する理解と協力が得られるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本県の地理的な特徴として、森林ではぐくまれた水が下流の県外へ供給され、それが他県の県民益という形にもなっているため、広報活動等を積極的に実施することによって、県外における本県の森林づくりに対する理解と協力が得られるよう努めることを示したものです。

【解説】

「県域を越えて」

ここで、特に「上下流」という表現にしていけないのは、全国有数の山岳県として多くの県外者が訪れ、森林を利用することから、その受益者が水に関することにとどまらないと考えるためです。

「広報活動等」

県域を越えて広く理解と協力を得るため、本県の森林づくりに関する広報活動を実施することとしています。

「等」には、県外へのPRのためのイベントや県外との上下流協定の締結のための支援などが含まれます。

「理解と協力」

県外における理解と協力ということの意味は、その応益分担制度をも含めて考えており、そのための制度の構築などについても「理解と協力」の範疇として位置付けています。

(森林の整備の推進及び保全の確保)

第14条 県は、森林の整備を推進するため、造林、保育その他の森林施業を計画的かつ一体的に行うための計画の策定、技術指導その他の支援を行うほか、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林の保全を確保するため、保安林の指定及び管理、森林の適正な保全を図るために必要な規制その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、森林の多面的な機能の持続的な発揮を図るため、森林の整備の推進及び保全の確保に必要な措置を講ずることを示したものです。

【解説】

「森林施業を計画的かつ一体的に行う」

一般的に森林所有構造は小規模なものが多く、その森林の施業(森林に手を加える行為で、造林、保育、間伐その他の伐採をいう。)は、間断的かつロットの小さいものとなり非効率で費用がかさむことなどから、計画的かつ一体的に行うことが求められていることによるものです。

「その他の支援を行うほか、必要な措置」

「その他の支援」は、具体的には、森林施業の計画的な推進と地域における活動を確保するための支援、森林施業を効率的に行うための試験研究、針広混交林化、路網の整備、優良種苗の確保などを指しています。

「必要な措置」は、県有林の適切な整備など、森林所有者等への支援措置以外に県自らが行う必要な措置を指しています。

また、民有林と国有林の連携による森林整備や企業との連携、財源確保のための新税制の検討など新たな森林整備手法の構築のための取組も含んでいます。

「その他必要な措置」

第2項における「その他必要な措置」は、災害防止・災害復旧のための森林土木事業、病害虫獣防止対策、森林巡視などを指しています。

(県産材利用の促進)

第15条 県は、からまつをはじめとする県産材の利用を促進するため、県産材に関する情報の提供、需要の開拓、公共事業における活用その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境に配慮した森林の管理及びそこから生産される木材の利用を促進するため、認証制度の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、持続可能な社会の構築に資するため、再生産可能で身近な資源である県産材の利用を促進しようと、県産材に関する情報の提供、需要の開拓、公共事業における活用その他必要な措置を講ずることを示したものです。

また、環境に配慮した森林の管理とそこから生産される木材の利用を促進するために、森林や木材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずることを示したものです。

【解説】

「からまつをはじめとする」

「からまつ」に言及したのは、単一樹種では長野県で第1位の面積・蓄積を有しているためです。

「その他必要な措置」

第1項の「その他必要な措置」は、県産材の利用意義についての知識の普及、県産材を利用するための地域・消費者・グループ等の育成、試験研究・製品開発、木質バイオマス利用の推進などを指しています。

「環境に配慮した森林の管理及びそこから生産される木材の利用の促進」

持続可能な社会に資するための県産材利用を促進し、近年の消費者ニーズに的確に対応するためには、県産材が確かに環境に配慮した森林の管理の中から生産されていること、製品の品質が保証されていること、そのデザイン性や機能が優れていることなどを、消費者にわかりやすく示していくことが必要とされています。そのため、トレーサビリティを明確にするための森林認証・木材認証や品質保証のためのラベリングシステムの構築などを推進していこうとしているものです。

「その他必要な措置」

第2項の「その他必要な措置」は、ラベリングシステム構築のための森林に関する諸データの整備、情報の収集などを指しています。

(林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展等)

第 16 条 県は、森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保において林業、木材産業その他森林づくりに関連する産業の果たす役割の重要性にかんがみ、これらの産業の持続的かつ健全な発展を図るため、経営基盤の強化、森林組合その他の林業生産組織の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林づくりに従事する者の育成、確保及び福祉の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保において林業、木材産業その他森林づくりに関連する産業の果たす役割の重要性にかんがみ、こうした産業の持続的かつ健全な発展について必要な措置を講ずることを示したものです。

第 2 項は、森林づくりに関連する産業が持続的かつ健全に発展するためには、それを担うべき人材の育成、確保及び福祉の向上を図る必要があることから、そのための必要な措置を講ずることを示したものです。

【解説】

「その他森林づくりに関連する産業」

森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保において重要な役割を果たす産業は、主に林業、木材産業ですが、林業分野における近年の動きとして、NPO法人や建設業など新たな担い手が参入してきていることから、そうしたものも含める意味で「その他森林づくりに関連する産業」を用いています。

また、「木材産業」は、林産物の流通及び加工の事業の例示であり、木材製造業、木材卸売業などを指しますが、その他森林づくりに関連する産業には、林産物一般から木材を除いた、薪炭などの加工流通を行う事業も含めています。

「経営基盤の強化」

森林経営基盤の強化(経営規模の拡大、路網の整備、効率的な素材生産) 林業事業体の経営基盤の強化(事業規模の拡大、高性能林業機械の導入、雇用管理の改善による事業実施体制の整備、多様な森林整備に対応できる体制の確保) 木材産業再編等の事業基盤の強化などを指しています。

「森林組合その他の林業生産組織の活動の促進」

不在村の森林所有者やサラリーマン化した所有者など、林業経営に不十分な所有者が増加しており、このような所有者の森林において林業生産の維持増進を図るためには、森林組合や素材生産事業体等といった委託を受けて森林施業・経営を行う組織の活動が不可欠であることから、こうした組織の活動を促進することを指しています。

「安定した木材供給体制の整備」

木材産業と林業との連携の推進、乾燥材、集成材等の加工体制の整備や流通コストの低減などのための流通及び加工の合理化の推進などを指しています。

「その他必要な措置」

「その他必要な措置」は、林産物の輸入に係る措置に関する国への要請活動などを指しています。

「森林づくりに従事する者」

主に林業労働（森林施業）に従事する者を指していますが、森林施業を行う者が林業の従事者のみに限定されないことから「森林づくりに従事する者」としています。

なお、「者」としているのは、抽象的な自然人及び法人以外の権利能力のない団体などは含まないと考えるからであり、あくまでも法律上権利義務の主体となりうる人格を持つ自然人及び法人を対象としているためです。

「必要な措置」

第2項の「必要な措置」は、就業の促進を図るための施策の推進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充・充実等の労働環境の向上のための施策を推進することなどを指しています。

(森林空間の多面的利用の促進等)

第17条 県は、森林空間を交流、環境教育等の場として多面的に利用するため、環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、観光、教育、保健、文化等様々な分野において森林資源及び森林空間を活用した森林産業を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、森林空間の多面的な利用を促進するため、森林空間を交流、環境教育等の場として多面的に利用するため、環境の整備その他必要な措置を講ずることを示したものです。

また、観光、教育、保健、文化等様々な分野において森林資源及び森林空間を活用した森林産業を育成するために必要な措置を講ずることを示したものです。

【解説】

「森林空間」

利用できる森林の資源は木材等の林産物だけではなく、森林の空間そのものも利用できる対象としてとらえる考え方によるものです。

「交流、環境教育等の場」「環境の整備」

多くの人々が交流できる場、また環境教育ができる場、森林づくりの体験ができる場などを指しており、そのための様々な体験施設や保健休養施設、遊歩道などの設置、学校林の整備などを指しています。

「その他必要な措置」

森林空間を多面的に利用するための調査・研究や情報の収集・提供などを指しています。

「観光、教育、保健、文化等」

森林空間を活用した観光分野、体験学習などの教育分野、森林の癒しの機能を活用する保健医療分野、伝統文化などと森林と結び付いた分野などのことを指しています。「等」は、森林の環境を利用した福祉の分野などを指しており、今後さらに、森林からその他の多くの利用方法が考え出される可能性もあります。

「森林産業」

木材等の林産物を生産する産業以外で、森林空間を多面的に利用して行われる産業のことを指しています。

「必要な措置」

第2項の「必要な措置」は、森林産業を育成し、その発展に必要な条件整備などの支援などを指しています。

(山村地域の活性化)

第 18 条 県は、山村地域の活性化を促進するため、森林資源及び森林空間の総合的な活用、都市と山村との間の交流の促進、定住環境の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、森林づくりを推進するためには、山村地域の活性化が重要であることから、当該地域における森林資源及び森林空間の総合的な活用、都市と山村との間の交流の促進、定住環境の改善その他必要な措置を講ずることを示したものです。

【解説】

「山村地域」

一般的な意味の「山村」とは、山間部に位置し、わずかな農地と広い林野の利用を主たる生計の手段としている地域のことですが、これに対し、「山村地域」は、一般的な意味での「山村」のほか、その周辺地域を含み、「山村」よりも広い地域として概括的に用いたものです。

「森林資源及び森林空間の総合的な活用」

特用林産物生産の推進や他産業との連携等による森林空間の活用などによる総合的な森林の活用を指すものです。

「都市と山村との間の交流の促進」

山村地域の活性化のためには、山村地域自体の取組はもちろんですが、地域外と積極的に交流することにより、より広がりを持った取組を展開することも期待されることから、都市と山村との間の交流の促進について言及したものです。グリーンツーリズムの推進や森林の里親制度による交流の促進などがこれにあたります。

「定住環境の改善」

定住環境の改善とは、山村地域における人々の日常生活に影響する周囲の環境を整備することをいいます。

「その他必要な措置」

「その他必要な措置」は、山村地域の資源を活かした様々な就業機会を確保することなどを指しています。

第3章 森林整備保全重点地域

(森林整備保全重点地域の指定)

第19条 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出により、森林整備保全重点地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合その他特に必要があると認める場合は、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の同意を得なければならない。

3 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、長野県森林審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、森林整備保全重点地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を公告の日から起算して30日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の公告があったときは、その指定に利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、森林整備保全重点地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 森林整備保全重点地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は、森林整備保全重点地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林の整備及び保全を図る「森林整備保全重点地域」の指定に関して規定したものです。

本制度は、森林の整備及び保全のための取組を、特に重要な流域を指定し、地域住民等の参加を得ながら集中的に推進することによって、その効果を得ようとする目的で設けるものです。

【解説】

1 第1項関係

「県土の保全、水源のかん養等の機能」

森林整備保全重点地域の指定の目的として、高度に発揮させるべき森林の機能を掲げています。「県土の保全」「水源のかん養」は、いずれも県民の暮らしに直接関わってくる重要な森林の機能であることから、当該地域におけるその重要性が地域指定する際の基準となります。「等」は、自然環境の保全などを指しています。

「重点的な森林の整備及び保全」

本章は、森林整備保全重点地域を指定し、重点的な森林の整備及び保全を図ることを規定しています。具体的には、地域森林委員会(第20条)、森林整備保全計画(第21条)、森林整備保全計画に基づく事業の実施(第22条、保安林の指定及び適正な管理、補助事業等の重点的な導入)、森林管理権移転等あっせん制度(第23条)、開発行為の届出に関する規定(第24・25条)等の仕組みによ

り、その実効性を確保することとしています。

「市町村長の申出により」

森林整備保全重点地域は、基本的に「市町村長の申出」により知事が指定できることとしています。これは、森林法に基づく市町村森林整備計画の策定など地域における営林の助長及び監督に関して、市町村の果たす役割が非常に大きいことから、市町村の主体性及び協力がなければ、地域指定の目的を達成することが困難であるため、「市町村長の申出」を地域指定の基本に置いています。

なお、指定にあたっては、地域における県土保全、水源かん養等の機能の重要性に係る客観的な指定基準を別に設け、この基準に基づいて審査をし、適当であると認められる地域を指定することになります。

「森林整備保全重点地域」

特に規定していませんが、森林整備保全重点地域に国有林は含まないこととしています。これは、国有林の管理については法律で定められていることによります。

なお、重点地域において森林の整備及び保全を進めるおもな対象が、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象民有林であることから、市町村有林及び県有林については含めるものとしています。

2 第2項関係

「市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合」

市町村長から他の市町村の区域に係る地域指定の要請があった場合とは、例えば、その森林面積のほとんどがA市であり、そこから供給される水もA市民が利用しているような1つの流域において、最上流部にB町の管轄地域が一部含まれているような場合に、地域指定の目的を達成するためB町管轄地域も重点地域に含める必要があるときなどに、A市がB町に係る部分についての指定を知事に要請するということです。

なお、A市及びB町の両自治体からそれぞれの区域について申出行為があれば、第1項を適用することになります。

「その他特に必要があると認める場合」

上記のように対象区域が広域になればなるほど、複数の自治体間の調整が必要になってくることから、基本的には市町村長の申出または要請といった行為によることとしながらも、現地の実情や市町村の意思の違いなどさまざまなケースに対応できるよう、例外的に規定したものです。

「関係市町村長の同意を得なければならない」

森林の整備及び保全を推進していく上での市町村の果たす役割が非常に大きいことにかんがみ、市町村長の申出以外による指定の場合には、関係市町村長の同意を得た上で指定することが重要であることから規定したものです。

3 第3項関係

「長野県森林審議会の意見」

重点地域を指定しようとするときには、県の指定基準による判断に加え、第三者による客観的な意見が必要であることから長野県森林審議会の意見を聴くよう定めたものです。

長野県森林審議会は、森林法第68条に基づき設置されているものです。

4 第4項及び第5項関係

「公告」

本条例では、知事が指定する案を広く周知し、また、意見を求める場合に「公告」という用語を用いています。

「公告の日から起算して30日間縦覧」

重点地域の指定に関して事前に広く周知するため、あらかじめ、規則で定めるところにより、その区域等の案を公告し、30日間縦覧に供することとしています。

「指定に利害関係を有する者」

指定に利害関係を有する者は、縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出できることになっています。

これは、重点地域の指定によって、開発行為の届出の義務といった制限がかかってくるため、事前に利害関係を有する者に意見を聴く必要があるためです。

「指定に利害関係を有する者」とは、「重点地域の指定に係る森林の森林所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者」、「重点地域の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者」を指します。

提出期間を縦覧期間(30日)としたのは、森林法第32条第1項に規定されている「保安林の指定又は解除に係る告示に対して利害関係を有する者が意見書を提出できる期間」に準じています。

5 第6項関係

「告示」

本条例では、知事が指定したものを広く周知する場合に「告示」という用語を用いています。

(地域森林委員会)

第20条 森林整備保全重点地域において、地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係有する者は、森林の整備及び保全を主体的に推進するため、これらの者で構成する委員会(以下「地域森林委員会」という。)を組織することができる。

2 県は、地域森林委員会の組織化を推進するため、関係市町村と連携して、地域森林委員会を組織しようとする地域住民、森林所有者その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係有する者に対して、助言、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、森林整備保全重点地域において、地域住民等が森林の整備及び保全を主体的に推進するための「地域森林委員会」を組織することを規定したものです。

地域森林委員会は、重点地域における森林の整備及び保全の取組が、県主導のトップダウン体制の中で進められるのではなく、あくまでも地域の実情に応じた、地域の主体的な意思に基づいて進められるようにするための仕組みとして位置付けています。

【解説】

「その他の当該森林整備保全重点地域の森林づくりに関係有する者」

地域の森林の整備及び保全を推進する主体として、地域住民や森林所有者の他に、森林組合その他の林業関係団体や、その森林資源の恩恵を受ける受益者で構成する市民団体等が考えられます。地域の実情に応じて、さまざまな関係者が参加することが想定されます。

「地域森林委員会」

地域森林委員会は、その地域の実情に応じてさまざまな形態が想定されます。例えば、1つの流域に複数の委員会が設置されることも考えられ、また、1つの委員会が数人の委員によって構成されるものもあれば、集落の住民全員が参加するような形態も考えられます。

地域森林委員会の役割は、知事が森林整備保全計画を定めるにあたっての参加、協力や事業推進への協力、森林管理権移転等あっせん制度における必要な調整、開発行為に対する意見の提出などがあり、少なくともこうした仕組みに対応できる体制にすることが必要です。

また、認知されていない委員会の乱立を避けるため、森林整備保全計画等で委員会の仕組みや位置付けを明確にしておくことが必要です。

「組織することができる。」

地域森林委員会は、あくまでも地域住民等が自発的に組織するものであるため、規定上「組織することができる」としています。

これは、逆に言えば地域森林委員会を組織しなくてもよいと解釈することもできますが、本章で定められている地域森林委員会の役割の重要性から、制度の実効性を確保するために、できる限り組織化を図ることが必要であると考えます。

「助言、情報の提供その他必要な支援措置」

地域によっては、住民等による自発的な委員会の組織化が円滑に進まない可能性があります。そこで、県は、その組織化を推進するため、関係市町村と連携して、助言、情報の提供その他必要な支援措置を講ずることとしています。

「その他必要な支援措置」は、地域住民等が組織化を推進するための検討をする機会や場所の提供、関係者間の調整などを指しています。

(森林整備保全計画)

第21条 知事は、森林整備保全重点地域ごとに、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下で、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のための計画（以下この条及び次条において「森林整備保全計画」という。）を定めなければならない。

2 森林整備保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型
- (2) 目標林型に応じた森林整備方針
- (3) 伐採、造林、間伐等に関する事項
- (4) 森林の整備及び保全を推進するための方策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、森林整備保全重点地域における森林の整備及び保全のために必要な事項

3 森林整備保全計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画及び司法第10条の5第1項の市町村森林整備計画に適合したものでなければならない。

4 知事は、森林整備保全計画を定めようとするときは、森林の現況調査等により森林の情報の把握に努めなければならない。

5 知事は、森林整備保全計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、森林整備保全計画に従って施業することを旨としなければならない。

7 第1項及び第3項から第5項までの規定は、森林整備保全計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、知事が、森林整備保全重点地域ごとに、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下で、森林整備保全計画を定めなければならないことを規定したものです。

【解説】

「関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下」

計画に基づき森林の整備及び保全を推進していくためには、地域の実情を計画に反映させること、その実効性を確保することなどの理由により、計画の段階から関係市町村及び地域森林委員会の参画と協力を得る必要があることから、これらの参加及び協力の下で計画を定めることとしています。

「地域森林計画」「市町村森林整備計画」

森林法に定められた森林計画制度には、都道府県知事が定める「地域森林計画」及び市町村長が定める「市町村森林整備計画」が位置付けられており、森林整備保全計画は、こうした法律に基づく計画との整合性を図る必要があります。

なお、こうした法律に基づく計画と森林整備保全計画との違いは、地域森林計画が森林計画区、市町村森林整備計画が市町村の区域についてそれぞれ策定するのに対し、森林整備保全計画は、森林整備保全重点地域の区域について定める計画であるということです。このため、重点地域の区域によって、それが市町村の区域の一部であったり、市町村の区域を越えるものであったり、さまざまな区域の大きさが考えられます。

また、森林整備保全計画は、森林法における市町村森林整備計画と森林所有者が樹立する「森林施業計画」との間に位置付けて、市町村森林整備計画の中身を地域限定で森林所有者によりわかりやすく示し、結果として森林施業計画を樹立しやすくしようというねらいがあります。さらに、地域森林委員会が参加することによって、その実効性を高めることとしていることなどから、本制度は、森林法に定められた森林計画制度の実効性を確保する側面も有しています。

「森林の現況調査等」

実効性のある計画を定めるためには、対象となる区域の森林の情報を正確に把握する必要があることから、その把握に努める旨規定したものです。特に、森林の境界の確定は、森林整備を進めるにあたって極めて重要であることから、事業を推進する段階はもとより、計画の段階から可能な限り詳しく把握することが必要との考え方によるものです。

なお、「等」は、該当地域の災害の歴史など森林の現況調査に付随する森林の情報を把握するための調査を指しています。

「公表」

計画に基づく地域の主体的な森林整備及び保全を図るためには、重点地域に係る多くの地域住民や森林所有者等に計画を周知する必要があることから、計画を定めたときはこれを公表することとしたものです。

「その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」

森林所有者以外の者であって、使用権の設定によって森林の立木竹を育成目的以外の特別の用途に供したりするもの等を指しています。

「森林整備保全計画に従って施業することを旨としなければならない。」

重点地域に係る森林の森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者の責務として規定したのですが、その違反に対して罰則を科すというものではありません。

(森林整備保全計画に基づく事業の実施)

第22条 県は、森林整備保全計画に基づき、関係市町村と連携して、保安林の指定及び適正な管理を推進するとともに、補助事業等の重点的な導入により森林整備を促進するものとする。

2 地域森林委員会は、森林整備保全計画に基づいて実施される事業の推進に協力するものとする。

【趣旨】

本条は、県が、森林整備保全計画に基づき、関係市町村と連携し、地域森林委員会の協力を得ながら森林の整備及び保全に関する事業を実施することを規定したものです。

【解説】

「保安林の指定及び適正な管理を推進」

森林整備保全重点地域の指定目的から考慮すれば、その区域全てにおいて森林法に定められた保安林に指定し、適切に管理することが最も望ましいことから、それらを推進することを規定したものです。

「補助事業等の重点的な導入」

森林整備を積極的に推進するためには、補助事業等の必要性も重要であることから、その重点的な導入について規定したものです。

「等」は、県有林等で実施する県の直営事業などを指しています。

「事業の推進に協力」

事業の推進に対する地域森林委員会の協力については、森林所有者や地域住民等への事業導入に関する情報提供及び普及啓発、施業の団地化に向けての森林所有者との調整などが挙げられます。

(森林管理権移転等あっせん制度)

第23条 知事は、森林整備保全重点地域内において、森林所有者からその者の所有等に係る森林を自ら管理することが困難である旨の申出があったときは、森林づくりに関し意欲及び能力のある者で知事の認定を受けたもの又は森林法施行令(昭和26年政令第276号)第2条の4に定める者に対する森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等があっせんするものとする。

2 前項の知事の認定は、認定を受けようとする者の申出により行うものとする。

3 知事は、第1項の規定によりあっせんをするに際して、関係する市町村及び地域森林委員会に対して必要な調整を要請することができる。

【趣旨】

本条は、森林所有者が自ら管理することが困難な森林について、その森林所有者の申出により、森林づくりに関し意欲及び能力のある者又は森林法施行令第2条の4に定める者へ、森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等があっせんすることを規定したものです。

本制度は、近年の森林所有者の不在村化やサラリーマン化による森林管理体制の脆弱化が、未整備放置森林の整備を推進する上での障害になっていることから、森林の経営・管理を自ら行うことのできない森林所有者に代わって、森林づくりに意欲と能力のある者が森林を適正に管理することができるようにするためのものです。

【解説】

「所有等」

ここでいう「所有」とは、一般的な概念で当該森林の立木竹の使用又は収益の権利が森林所有者にある場合を指しています。したがって、「等」は、当該森林所有者が所有しているもので、かつ権原に基づき別の者が当該森林の立木竹の使用又は収益を行っている場合を指しています。「所有」のみの表現で使用権等が設定されている場合は含まないと解釈されることを避けるためによるものです。

「森林づくりに関し意欲及び能力のある者で知事の認定を受けたもの」

森林所有者に代わって森林を適正に管理する必要があることから、森林づくりに関して十分な意欲と能力を有している必要性があるため規定したものです。「能力」については、経済的な面、技術的な面などの能力が考えられ、これらの者を認定する際には、別に基準を設けて対応していきます。

「者」としたのは、権利の移転等に伴うものであることから、「もの」ではなく法律上権利義務の主体となりうる人格を持つ自然人または法人を指す「者」としたものです。

「森林法施行令(昭和26年政令第276号)第2条の4に定める者」

地方公共団体、森林組合法第26条第1項の規定に基づき同項に規定する事業を行う森林組合及び森林整備法人を指しています。これは、森林法によってその能力を有していると認められている者と考えられることから、知事の認定を必要としないことにしたものです。

「森林又は立木についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、経営の委託等」

本制度におけるあっせんの範囲は、森林整備を早急に推進する必要がある場合を考慮し、森林又は立木についての所有権の移転のみでなく、使用権等の設定や移転、経営の委託等を含めてあっせんすることとしています。

「等」は、賃貸借契約などを指しています。

「関係する市町村及び地域森林委員会に対して必要な調整を要請」

本制度では、あっせんを受けた者が森林所有者に代わって森林を適正に、かつ継続的に管理する必要があることから、できるだけ長期的に地域との関わりを持てることが好ましいと考えます。こうしたことから、単にあっせんをするのではなく、地域の実情を把握している市町村及び地域森林委員会の意向を踏まえつつ、必要に応じて森林所有者やあっせんを受ける者との調整を要請できるようにしたものです。

(開発行為の届出)

第24条 森林整備保全重点地域内において、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為に係る土地の面積が0.1ヘクタール以上であるものをいう。以下この条において同じ。)をしようとする者は、当該開発行為に着手する日の60日前までに、知事に開発行為の種類、場所、施工方法及び着手予定年月日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合
- (2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- (4) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る開発行為の予定地を管轄する市町村長及び関係する地域森林委員会に対し、森林の保全の見地からの意見を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、森林整備保全重点地域の指定の趣旨にかんがみ、区域内の森林の開発行為をきめ細かに把握し指導できるようにするために、0.1ヘクタール以上の規模の開発行為を行う者は、その行為について、事前に届け出なければならないことを規定したものです。

県が実施した平成11年度から14年度までの4カ年を対象にした「1ヘクタール以下の小規模林地開発件数等調査」によれば、合計件数1,754件中、問題が発生したとされるものが5件存在しています。これらはいずれも、周辺住民の苦情や無届伐採、開発状態の放置等であり、土砂災害や水害の発生等、森林が存在するか否かによって左右される問題とは直接的に関係していません。しかしながら、開発行為途中での放置や、届出(森林法に基づく伐採届)と実際の開発状況との違いなど、災害の発生について、森林が存在するか否かによって左右される問題と間接的に関係する恐れがあり、また、森林の保全の観点から小規模開発行為を指導する制度が存在しないことから、そのような問題が潜在化している可能性も考えられます。

こうしたことから、あくまでも重点地域における森林の保全に万全を期すため、開発行為に対してきめ細かに対応し、より適正な開発行為を確保するための最低限の制度として、重点地域における小規模開発の届出制度を設けたものです。

県が実施した前述の調査によれば、問題が発生したとされる行為の面積が0.2ヘクタール前後であることから、届出が必要な行為の規模を0.1ヘクタール以上としたものです。

本制度は、重点地域内において、森林法第10条の2に定められた開発行為の許可の制度(林地開発許可制度=1ヘクタールを超える開発を行う場合に許可が必要)と同様の対象森林及び開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為)に適用するものです。

【解説】

「森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合」

森林法に基づく林地開発許可を受けて行う行為は、本条の適用除外としています。これは、林地開発許可制度が、開発行為を本条と同一の目的で規制する許可制度であり、これが行われることによって、本条の届出の目的は達成できると考えるからです。

なお、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合」等、林地開発許可制度の適用外となっている行為は、森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行なう場合ではないので、0.1ヘクタール以上であれば、規模の大小を問わず本条の届出が必要になります。

「規則で定める公共的団体が行う場合」

独立行政法人緑資源機構、日本道路公団、独立行政法人水資源機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社が行う場合を指します。

「森林の保全の見地からの意見」

第3項で、知事は、届出に係る開発行為の予定地を管轄する市町村長及び関係する地域森林委員会に対し、森林の保全の見地からの意見を求めることとしています。これは、地域の実情を把握している市町村長及び地域森林委員会の当該開発行為に対する意見を聴いて、その開発行為に係る適切な指導を行おうとするためのものです。

「森林の保全の見地」とは、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能に関しての見地を指しています。

(開発行為に係る指導)

第25条 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、森林の保全の確保のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能に対する配慮が適正になされるよう必要な指導をすることができる。

【趣旨】

本条は、第24条第1項の規定による届出があった場合において、森林の保全の確保のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、森林の保全の確保に対する配慮が適正になされるよう必要な指導をすることができることを規定したものです。

【解説】

「森林の保全の確保」

本条では、森林の現に有する災害の防止、水害の防止、水源のかん養及び環境の保全の機能の確保を指しています。

第4章 里山整備利用地域

(里山整備利用地域の認定)

第26条 知事は、里山(人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう。以下同じ。)の整備及び多面的な利用を促進することによりその保全を図るため、地域住民等が自発的な活動をしようとする里山を、その地域を管轄する市町村長の申出により、里山整備利用地域として認定することができる。

2 前項の申出をしようとする市町村長は、当該申出をすることについて、あらかじめ、当該里山に係る森林所有者及び当該里山を整備し、又は利用しようとする者(これらの者で構成する里山の整備及び利用を推進するための協議会(以下「里山整備利用推進協議会」という。)が設置されている場合にあっては、里山整備利用推進協議会)の意見を聴かなければならない。

3 知事は、里山整備利用地域として認定を受けた里山について、地域住民等による自発的な活動が行われていない等の理由により、里山整備利用地域として認定しておくことが適当でないと認めるときは、里山整備利用地域としての認定を取り消すことができる。この場合においては、知事は、あらかじめ、当該里山整備利用地域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、里山の整備及び多面的な利用を促進することによりその保全を図るため、地域住民等が自発的な活動をしようとする里山を、市町村長の申出により「里山整備利用地域」として認定することができることを規定したものです。

本制度は、里山の保全に対する社会の関心が高まる中で、地域住民等が自発的に里山保全を図ろうとする地域を認定し、その活動を積極的に支援しようとするものです。

森林の整備や里山の調査、緑化活動、交流活動など地域それぞれの個性ある活動を、地域の人たちが主体となって積極的に展開することにより、里山の環境改善、山村地域の活性化、里山の新たな価値の発見、人と里山との新しくかつ継続的な関係の構築などを図ることを目的としています。

【解説】

「里山」

「人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう。」と定義付けています。特に集落や市街地等からの距離的な近さの基準を設けていないのは、比較的奥山であっても車道が通じており多くの人に利用されている森林もあり、むしろ奥山であっても、多くの人々が整備し利用できる森林は、本制度においては「里山」と位置付けることが、多様な主体による森林の整備を推進するといった本条例の趣旨にも合致することから、集落等に近いかどうかについて触れないこととしたものです。

「地域住民等」

里山の整備及び利用を推進する主体については、様々な形態が想定されますが、将来に向けてその活動を継続的に展開していくためには、当該里山に係る地域住民の果たす役割が重要であるとの認識

から、活動を行う主体として掲げています。

「等」は、自発的な活動をしようとする地域外の住民などを指しています。

「市町村長の申出」

面的にとらえた里山の整備・利用を地域住民等の参加によって推進していこうとする制度の性格上、市町村の協力が不可欠であり、その主体性に期待することから、市町村長の申出による認定といった仕組みにしたものです。

「里山整備利用推進協議会」

当該里山に係る森林所有者及び当該里山を整備し、又は利用しようとする者で構成されるものとして、位置付けています。

これは、必置のものとして規定している組織ではありませんが、認定地域の里山をどのように整備又は利用し、その保全を図っていくかということを協議する組織として、具体的には、認定地域の里山のランドデザインを描いたり、様々な活動の企画を行うなど、里山整備利用地域における取組を推進する中心的な組織に位置付けています。

なお、その構成メンバーや活動内容については、地域の実情により、その特色を生かした様々な形態が想定されます。

地域の認定にあたっては、こうした地域の関係者の意向が重要であることから、市町村長は、認定の申出の際には、あらかじめその意見を聴かなければならないこととしています。

「地域住民等による自発的な活動が行われていない等」

里山整備利用地域の認定の取り消し理由として掲げています。

「等」は、里山の保全に著しく悪影響を及ぼすような活動を行っている場合などを指しています。

(里山利用協定)

第27条 里山整備利用地域を管轄する市町村長は、里山の整備及び利用を促進するため、里山整備利用地域に係る森林所有者と里山の整備又は利用を希望する団体等による里山の利用に関する協定（以下この条及び次条において「里山利用協定」という。）の締結が促進されるよう情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村長は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用推進協議会に協力を要請することができる。

3 県は、里山利用協定の締結を促進しようとする市町村を支援するため、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、里山利用協定の締結を促進するため、里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動の状況、里山利用協定の締結の状況等についての広報を積極的に実施するものとする。

【趣旨】

本条は、里山の整備及び利用を促進するため、森林所有者と利用を希望する団体等による里山利用協定の締結の促進について規定したものです。

特に、地域外の人たちとの交流を推進する上では、森林ボランティアなどの活動フィールドとして、継続的に地域の里山を提供できるような体制を整える必要があることから規定したものです。

【解説】

「里山の整備又は利用を希望する団体等」

協定を締結する場合、ボランティア団体やNPO法人など「団体」として締結するケースが多いと予想されることから「団体」としたものです。

「等」は、里山の整備又は利用を希望する個人などを指しています。

「里山利用協定」

森林所有者と里山の整備又は利用を希望する団体等による里山の利用に関する協定のことを指していますが、定められた手続きによる県下統一の契約形態ではなく、それぞれの地域の特色を生かした契約形態が望ましいことから、地域によってさまざまな形のものが想定されます。

「情報の提供その他必要な措置」

第1項で、市町村長が講ずる措置として規定したものです。

「情報の提供」は、おもに森林所有者に対する利用希望団体の情報提供と、利用希望団体に対する里山の情報提供です。

「その他必要な措置」は、里山利用協定を促進するための企画立案や調査、森林所有者への助言などを指しています。

「情報の提供その他必要な措置」

第3項で、県が講ずる措置として規定したものです。

「情報の提供」は、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報を市町村へ提供することです。

「その他必要な措置」は、里山の整備又は利用を希望する団体等に係る情報収集、市町村への助言、先進情報の収集及び提供などを指しています。

「里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動の状況、里山協定の締結の状況等」
里山協定の締結の促進するため、当該里山整備利用地域の内外に向けて、県が積極的に活動の状況や協定締結の状況等を広報することを規定したものです。

「等」は、活動の状況や協定締結の状況以外に、里山整備利用地域及び里山利用協定の概要などの情報を指しています。

(里山の整備及び利用に関する活動に対する支援)

第28条 県は、里山利用協定による活動、里山整備利用推進協議会の活動その他里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、里山において自発的な活動をしようとする地域住民等に対して、助言、講習会の開催、情報の提供その他必要な支援措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、里山利用協定による活動、里山整備利用推進協議会の活動その他里山整備利用地域における里山の整備及び利用に関する活動を促進するため、市町村と連携して、自発的な活動をしようとする地域住民等に対して、必要な支援措置を講ずることを規定したものです。

【解説】

「その他必要な支援措置」

「その他必要な支援措置」は、森林ボランティアへの支援（技術指導、用具の貸し出し等）などを指しています。

第5章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

【趣旨】

本章は、本条例の規定されていない事項について、必要がある場合は別に知事が定めることを規定したものです。

【解説】

「知事が定める」

施行規定であることから、本来、この規定がなくても必要な事項を定めることはできますが、執行機関の総括者である知事が規則やその他の方法により必要な事項を定めることができることを念のため示したものです。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、森林整備保全重点地域における開発行為の届出に関する規定の実効性を確保するため、規定に違反した者に対して一定の刑罰を科することを規定したものです。

開発行為の届出制度の実効性を最低限確保する意味から、無届又は虚偽の届出のみを罰則の対象としています。

【解説】

「30万円以下の罰金」

刑罰の重さについては、本制度と類似する県の他の条例が規定している罰則及び森林法第10条の8第1項に規定される伐採及び伐採後の造林の届出に関する罰則との調整を図った上で決定したものです。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、法人又は人がした違反行為に関し、その使用人その他の従業者が行った場合でも、その法人又は人に対しても罰則規定を適用することを規定したものです。

この場合、その法人又は人が、その使用人その他の従業者に対し、具体的な命令等を行ったかどうかの事実は確定しなくとも、その使用人その他の従業者が本条例の規定に違反した事実のみで、その法人又は人に対しても本条を適用することができます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、平成17年1月1日から施行する。

【趣旨】

本条は、本条例の施行日について規定したものです。

【解説】

「第3章から第6章までの規定は、平成17年1月1日から施行する。」

森林整備保全重点地域制度及び里山整備利用地域制度については、市町村長の申出による指定又は認定の手続きがあることから、市町村への制度の十分な周知が必要であることに加え、森林整備保全重点地域制度では開発行為の届出といった制限も加わることから、公布の日(平成16年10月14日)から概ね2～3ヶ月の制度の周知期間をとることとして、施行日を平成17年1月1日にしたものです。

(参 考 资 料)